

清瀬市女性創業応援事業運営業務 仕様書

1 委託業務名

清瀬市女性創業応援事業運営業務

2 契約期間

契約締結日の翌日から令和10年3月31日まで

3 業務の目的

地域における創業支援、女性活躍の推進及び地域経済の活性化を図るため、女性の起業を含む多様な働き方を応援する環境整備が求められている。

本事業は、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できるジェンダー平等社会の実現を目指し、女性が活躍できる環境を整備することで、協働によるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

4 実施場所

清瀬市男女共同参画センターアイレック（清瀬市元町1-2-11 アミュー4階）
コワーキングスペース跡地（約60㎡）

5 業務内容

（1）本業務実施場所の改装

開放的で清潔感があり、洗練された印象の空間となるよう、清瀬市と協議の上、内装等を検討し実施すること。

（2）チャレンジショップなどの企画・運営

商品の展示や実販売、顧客交流が可能な出店場所の提供。手軽に挑戦できる場の検討。出店希望者（女性創業者を主とする）の募集、応募状況を考慮し必要に応じて選考を行う。選考の際は、点数制等明確な基準を設けること。

（3）ワーキングスペースの設置

打合わせ等、多様な用途での使用が可能な貸出を想定した空間の設置。

（4）誘客促進イベントの企画・開催

ワークショップやミニマルシェ等、施設への誘客促進及び女性創業者の活躍の場の創出を目的としたイベントを企画・開催すること。

（5）その他女性創業応援の目的達成に資する事業

上記の業務に加えて、本業務目的をより効果的に達成するための新規業務や企画について、必要時提案を行う。

6 本業務の運営時間

以下の開館時間内において、施設の実情に応じて運営すること。

- ・開館日：年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く毎日
- ・開館時間：月曜日は9時から17時まで、その他の日は9時から22時まで
- ・その他：施設の開館時間に準ずるものとする。

7 計画書及び報告書の提出

受託者は、委託業務の実施に当たり、適宜、事業計画書、月次報告書、進捗状況報告書、年次報告書その他必要書類を提出すること。

8 事業評価

受託者は、実行計画に基づき、以下の項目について効果検証を行うこと。

- ・出店数、応募数及びイベント参加者数
- ・売上額及び利益額の目標達成度
- ・新規顧客の獲得状況
- ・リピーターの割合
- ・その他、本事業の効果測定に必要な事項

9 報告・連絡体制

受託者は、業務開始に当たり、業務実施体制及び連絡担当者を委託者へ報告すること。

また、必要に応じて清瀬市との会議を設定し、業務の進捗状況、課題及び改善策等について報告及び協議を行うこと。

なお、緊急事態又は業務遂行に重大な支障を及ぼすおそれのある事態が発生した場合は、速やかに清瀬市へ報告し、その指示を受けること。

10 支払方法

委託料について、次のとおり支払うものとする。

(1) 本業務実施場所の改装に係る費用

改装完了後、受託者からの適法な請求に基づき支払う。

(2) その他の委託料

本業務完了後、受託者からの適法な請求に基づき支払う。

11 その他

(1) 出店者からの使用料徴収のため、行政財産貸付契約を別途締結すること。

(2) 受託者は、本業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を、本業務の目的外に使用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

(3) 本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、清瀬市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。

(4) 業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、清瀬市に有益な提案を積極的に行う。

- (5) 清瀬市が準備した備品の貸付けについては無償で行うものとする。ただし、故障等が生じた場合は、受託者の責任において修理を行うこと。また、事業終了時には、受託者が委託者へ返還すること。なお、契約開始時点の状態に現状復帰を行うことを前提とするが、終了時の状況により両者協議の上進めること。

- (6) 業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、清瀬市と受託者の間で協議を行う。協議が整わないときは、清瀬市の指示するところによるものとする。